

光市地域クラブ活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会の確保・充実を図るため、地域クラブ活動の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ活動団体 地域でのスポーツ活動や文化芸術活動等を通じて、生徒の健全育成を図ることを目的とした団体で、光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定し、登録を受けたものをいう。
- (2) スポーツ活動団体 地域クラブ活動団体のうち、山口県スポーツ協会等が主催する大会への出場を目指すものをいう。
- (3) 文化芸術活動団体 地域クラブ活動団体のうち、光文化協会の部門にある活動をするものをいう。
- (4) その他公認団体 地域クラブ活動団体のうち、前2号のいずれにも該当しないものをいう。

(地域クラブ活動団体の活動要件)

第3条 地域クラブ活動団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 活動時間は、平日は1日2時間以内、休日は1日3時間以内とし、1週間当たり11時間程度の範囲内とし、週2日以上以上の休養日を設定していること。
- (2) 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行し、必要に応じて公の場で承認を受けていること。
- (3) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。

(4) 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入していること。

(代表者及び指導者)

第4条 地域クラブ活動団体には、代表者及び指導者を置かなければならない。ただし、代表者が指導者を兼ねることを妨げない。

2 代表者は、地域クラブ活動団体を代表し、当該団体の運営を統括する。

3 指導者は、第6条第1項の規定による申請において指導者名簿に記載された者であって、次の要件を全て満たすものとし、地域クラブ活動団体における活動の実技等の指導を行う。

(1) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な行為（以下「不適切行為」という。）が、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないこと及び参加生徒同士の不適切行為も許さないことを誓約していること。

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員と関係を有する者でないこと。

(4) 過去に不適切行為、性犯罪歴等がないこと。

4 指導者のうち少なくとも1人以上は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者でなければならない。

(1) スポーツ活動団体 光市スポーツ協会に加盟する団体に所属する者又は光市スポーツ少年団の指導者として登録を受けている者で、公認指導者資格を保有しているもの又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したもの

(2) 文化芸術活動団体 光文化協会に加盟する団体に所属している者で、公認指導者資格を保有しているもの又は教育委員会が指定する指導者研修

会等を受講したもの

- (3) その他公認団体 公認指導者資格を保有している者又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者

(代表者及び指導者の責務)

第5条 地域クラブ活動団体の代表者及び指導者は、次に掲げる事項の責務を負うものとする。

- (1) 地域クラブ活動団体の活動内容に関する指導
- (2) 安全な活動のための知識及び技能の指導
- (3) 大会、練習試合その他の活動の引率
- (4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理
- (5) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者及び学校への連絡その他の必要な対応
- (6) 不適切行為があった場合の教育委員会及び関係機関への報告その他必要な対応

(登録の申請等)

第6条 地域クラブ活動団体の登録を受けようとする団体の代表者は、地域クラブ活動団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の運営に関する規約
- (2) 第4条第4項の要件に該当する指導者に係る公認指導者資格証又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したことがわかる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、当該申請をした団体が地域クラブ活動団体として適当であると認めるときは、当該団体を地域クラブ活動団体として登録し、当該団体に地域クラブ活動団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から3年間とし、有効期間

満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間満了日までに第1項に規定する申請を行わなければならない。

- 4 地域クラブ活動団体の代表者は、第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、地域クラブ活動団体登録事項変更届出書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 5 地域クラブ活動団体の代表者は、地域クラブ活動団体の登録を取り消そうとするときは、地域クラブ活動団体登録取消申請書（様式第4号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 6 教育委員会は、前項の規定による申請があったとき、地域クラブ活動団体が第3条若しくは第4条第4項の規定に該当しなくなったとき、又は地域クラブ活動団体として登録することが不相当と認めるときは、地域クラブ活動団体の登録を取り消し、当該団体に地域クラブ活動団体登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（適正な運営の確保等）

第7条 教育委員会は、地域クラブ活動団体の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、指導者による不適切行為があったときは、事実関係等を把握・確認しなければならない。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、教育委員会は当該指導者に対する注意を行い、又は指導者名簿から当該指導者を取り消すものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱によりされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の光市地域クラブ活動実施要綱によりされた処分、手続その他の行為とみなす。